

【参考資料】

第1 相談窓口連絡先一覧

1 県

(1) 保健福祉事務所（保健所）

名称		担当班	電話番号	所管区域
仙南保健福祉事務所 (仙南保健所)		獣疫薬事班	0224-53-3119	白石市, 角田市, 刈田郡, 柴田郡, 伊具郡
		環境廃棄物班	0224-53-3118	
仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所)		食品薬事班	022-363-5505	塩竈市, 多賀城市, 宮城郡
		環境廃棄物班	022-363-5501(廃棄物) 022-363-5506(公害)	
	岩沼支所	食品薬事班	0223-22-6294	名取市, 岩沼市, 亶理郡
		環境廃棄物班	0223-22-6295	
	黒川支所	食品薬事班	022-358-1111 (代表)	富谷市, 黒川郡
北部保健福祉事務所 (大崎保健所)		獣疫薬事班	0229-87-8001	大崎市, 加美郡, 遠田郡
		環境廃棄物班	0229-91-0711(廃棄物) 0229-87-8002(公害)	
	栗原地域事務所 (栗原保健所)	食品薬事班	0228-22-2115	栗原市
東部保健福祉事務所 (石巻保健所)		獣疫薬事班	0225-95-1475	石巻市, 東松島市, 牡鹿郡
		環境廃棄物班	0225-95-1447(廃棄物) 0225-95-1418(公害)	
	登米地域事務所 (登米保健所)	食品薬事班	0220-22-6120	登米市
気仙沼保健福祉事務所 (気仙沼保健所)		食品薬事班	0226-22-6615	気仙沼市, 本吉郡
		環境廃棄物班	0226-22-5127	

- 1) 「温泉」に関する事務は、各保健所・支所の「獣疫薬事班」「食品薬事班」が担当しています。
- 2) 「水道・簡易給水施設」に関する事務は、各保健所・支所の「獣疫薬事班」「食品薬事班」が担当しています。(注：気仙沼保健所については、「環境廃棄物班」が担当しています。)
- 3) 「廃棄物の処理」及び「公害の防止」に関するお問い合わせは、環境廃棄物班のある保健所にお願いたします

(2) 地方振興事務所

「代表」,「採石担当班(採石)」 「森林管理担当班(森管)」及び「森林整備担当班(森整)」

名称		電話番号	所管区域	
大河原 地方振興事務所	代表	0224-53-3111	白石市, 角田市, 刈田郡, 柴田郡, 伊具郡	
	採石	総務部 総務班		0224-53-3133
	森管	林業振興部 森林管理班		0224-53-3252
	森整	林業振興部 森林整備班		0224-53-3230
仙台 地方振興事務所	代表	022-275-9111	仙台市, 塩竈市, 名取市, 多賀城市, 岩沼市, 亶理 郡, 宮城郡, 黒川郡	
	採石	総務部 産業保安・労政班		022-275-9115
	森管	林業振興部 森林管理班		022-275-9253
	森整	林業振興部 森林整備班		022-275-9254
北部 地方振興事務所	代表	0229-91-0701	大崎市, 加美郡, 遠田郡	
	採石	総務部 総務班		0229-91-0716
	森管	林業振興部 森林管理班		0229-91-0765
	森整	林業振興部 森林整備班		0229-91-0720
栗原 地域事務所	代表	0228-22-2111	栗原市	
	採石	総務部 総務班		0228-22-2121
	森管	林業振興部 森林管理班		0228-22-2133
	森整	林業振興部 森林整備班		0228-22-2391
東部 地方振興事務所	代表	0225-95-1411	石巻市, 東松島市, 牡鹿 郡	
	採石	総務部 総務班		0225-95-1410
	森管	林業振興部 森林管理班		0225-95-1436
	森整	林業振興部 森林整備班		0225-95-1437
登米 地域事務所	代表	0220-22-6111	登米市	
	採石	総務部 総務班		0220-22-6128
	森管	林業振興部		0220-22-6125
	森整	森林整備班		
気仙沼 地方振興事務所	採石	総務部 総務班	気仙沼市, 本吉郡	
	森管	林業振興部 森林管理班		0226-24-8285
	森整	林業振興部 森林整備班		0226-24-2536
	農業農村 整備	南三陸支所 農業農村整備班		0226-29-6045

1) 「農業農村整備部」(気仙沼を除く)については, 代表番号を通じてお問い合わせください。

(3) 土木事務所

名称	担当班	電話番号	所管区域
大河原土木事務所	行政班	0224-53-3903	白石市, 角田市, 刈田郡, 柴田郡, 伊具郡
	建築班	0224-53-3918	
仙台土木事務所	行政第一班 (道路・屋外広告物)	022-297-4117	仙台市, 塩竈市, 名取市, 多賀城市, 岩沼市, 亶理郡, 宮城郡, 黒川郡
	行政第二班 (河川・海岸・砂防)	022-297-4118	
	建築第一班 (建築確認)	022-297-4347	
	建築第二班 (開発許可)	022-297-4348	
北部土木事務所	行政班	0229-91-0732	大崎市, 加美郡, 遠田郡
	建築班	0229-91-0737	大崎市, 栗原市, 加美郡, 遠田郡
栗原地域事務所	行政班	0228-22-2174	栗原市
東部土木事務所	行政班	0225-94-8692	石巻市, 東松島市, 牡鹿郡
	建築班	0225-94-8691	石巻市, 登米市, 東松島市, 牡鹿郡
登米地域事務所	行政班	0220-22-2494	登米市
気仙沼土木事務所	行政班	0226-24-2539	気仙沼市, 本吉郡
	建築班	0226-24-2538	

2 市町村

市名	代表電話番号
仙 台 市	022-261-1111
青 葉 区	022-225-7211
宮 城 野 区	022-291-2111
若 林 区	022-282-1111
太 白 区	022-247-1111
泉 区	022-372-3111
石 巻 市	0225-95-1111
塩 竈 市	022-364-1111
気 仙 沼 市	0226-22-6600
白 石 市	0224-25-2111
名 取 市	022-384-2111
角 田 市	0224-63-2111
多 賀 城 市	022-368-1141
岩 沼 市	0223-22-1111
登 米 市	0220-22-2111
栗 原 市	0228-22-1122
東 松 島 市	0225-82-1111
大 崎 市	0229-23-2111
富 谷 市	022-358-3111

郡名	町村名	代表電話番号
刈 田 郡	蔵 王 町	0224-33-2211
	七ヶ宿町	0224-37-2111
柴 田 郡	大 河 原 町	0224-53-2111
	村 田 町	0224-83-2111
	柴 田 町	0224-55-2111
伊 具 郡	丸 森 町	0224-72-2111
	亘 理 町	0223-34-1111
	山 元 町	0223-37-1111
宮 城 郡	松 島 町	022-354-5701
	七ヶ浜町	022-357-2111
	利 府 町	022-767-2111
黒 川 郡	大 和 町	022-345-1111
	大 郷 町	022-359-3111
	大 衡 村	022-345-5111
加 美 郡	色 麻 町	0229-65-2111
	加 美 町	0229-63-3111
遠 田 郡	涌 谷 町	0229-43-2111
	美 里 町	0229-33-2111
牡 鹿 郡	女 川 町	0225-54-3131
本 吉 郡	南 三 陸 町	0226-46-2600

第2 許認可等項目及び所管課一覧

許認可等項目		所管課	ページ
1	土地売買等の届出	地 域 振 興 課	20
2	公有地の拡大の推進に関する法律による届出等		22
3	温泉法による許可	薬 務 課	24
4	太陽光発電施設の設置に関する事業計画書等の提出	再生可能エネルギー室	26
5	墓地等の経営の許可	食と暮らしの安全推進課	28
6	水道施設等の届出等		29
7	産業廃棄物処理施設の設置	循環型社会推進課	31
8	浄化槽設置等の届出		33
9	土砂等の埋立て等の許可		34
10	環境影響評価の実施	環 境 対 策 課	36
11	公害防止関係の届出		40
12	公害防止関係の報告		56
13	水道水源特定保全地域内での開発行為等の届出		58
14	大規模開発行為に関する事前協議	自 然 保 護 課	60
15	自然公園区域内における行為の許可・届出		62
16	環境保全地域内における行為の規制		64
17	鳥獣保護区特別保護地区内における行為の許可		64
18	大規模店舗・施設の届出	商 工 金 融 課	68
19	岩石採取計画の認可	産 業 立 地 推 進 課	72
20	特定工場の届出		74
21	農業振興地域農用地区域からの除外	農 業 振 興 課	76
22	農用地区域内における開発行為の制限		78
23	農地の転用許可		80
24	漁港区域内の占用・行為の許可	水 産 業 基 盤 整 備 課	82
25	伐採及び伐採後の造林の届出	林 業 振 興 課	83
26	林地開発許可等	自 然 保 護 課	84
27	保安林指定地の立木の伐採・土地の形質の変更等	森 林 整 備 課	85
28	法定外公共物の使用許可等	用 地 課	87
29	土地区画整理事業の実施	都 市 計 画 課	88
30	風致地区内における建築等の行為の許可		90
31	都市計画施設等の区域内における建築の許可		92
32	屋外広告物の設置許可		93
33	下水道法による許可・届出	水 道 経 営 課	95
34	道路区域内の行為の許可等	道 路 課	96
35	開発による防災調整池の設置	河 川 課	100

許認可等項目		所管課	ハ°-ジ°
36	河川区域内の行為の許可		102
37	砂利採取計画の認可		104
38	公有水面の埋立免許	水産業基盤整備課 河川課 港湾課	106
39	海岸保全区域内・一般公共海岸区域内の土地の占用・行為の許可	農村整備課 水産業基盤整備課 河川課 港湾課	108
40	港湾区域等における行為許可	港湾課	110
41	砂防指定地内における制限行為の許可	防災砂防課	112
42	急傾斜地崩壊危険区域内における制限行為の許可		114
43	地すべり防止区域内における制限行為の許可	農村整備課 森林整備課 防災砂防課	116
44	土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為の許可	防災砂防課	118
45	都市計画法による開発許可	建築宅地課	120
46	建築確認		122
47	宅地造成等規制法による許可		125
48	埋蔵文化財の発掘届出等	文化財課	127
49	史跡名勝天然記念物の現状変更許可		129
50	道路使用の許可	交通規制課	131

第3 市町村への権限移譲の状況

事務処理の特例に関する条例（平成11年宮城県条例第54号）第2条の表に、権限移譲事務の範囲（市町村が処理する事務の範囲等）が示されています。

【注意】ただし、2以上の市町村の区域に係るものは除かれています。（第3条）

(R2.4.1 現在)

項目 番号	掲載 ページ	権限移譲事務の範囲 (事務処理の特例に関する条例 第2条)	移譲先市町村
1	20	<p>三十の三 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号。以下この項において「法」という。）及び国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第十四条第一項の規定による許可</p> <p>ロ 法第十九条の規定による請求の受理等</p> <p>ハ 法第二十三条第一項の規定による届出の受理</p> <p>ニ 法第二十四条第一項及び第三項の規定による勧告等</p> <p>ホ 法第二十五条の規定による報告の徴収（法第二十七条の五第四項及び第二十七条の八第二項において準用する場合を含む。）</p> <p>ヘ 法第二十六条の規定による公表（法第二十七条の五第四項及び第二十七条の八第二項において準用する場合を含む。）</p> <p>ト 法第二十七条の規定による措置（法第二十七条の五第四項及び第二十七条の八第二項において準用する場合を含む。）</p> <p>チ 法第二十七条の二の規定による助言</p> <p>リ 法第二十七条の四第一項の規定による届出の受理（法第二十七条の七第一項において準用する場合を含む。）</p> <p>ヌ 法第二十七条の五第一項及び第三項（法第二十七条の八第二項において準用する場合を含む。）の規定による勧告等</p> <p>ル 法第二十七条の八第一項の規定による勧告</p> <p>ヲ 法第四十一条第一項の規定による立入検査等（イ、ハ及びリに掲げる許可等に係るものに限る。）</p> <p>ワ 法第四十三条の規定による閲覧の請求等</p> <p>カ 政令第十七条の二第一項第三号から第五号まで、第二項及び第三項の規定による確認等</p>	<p>塩竈市 白石市 名取市 登米市 東松島市 富谷市 川崎町 松島町 大和町 南三陸町</p>
2	22	<p>二十七の六 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p>	<p>蔵王町 大河原町 村田町 柴田町 川崎町 丸森町 亘理町 山元町 松島町 七ヶ浜町</p>

項目 番号	掲載 ページ	権限移譲事務の範囲 (事務処理の特例に関する条例 第2条)	移譲先市町村
		イ 法第四条第一項の規定による届出の受理 ロ 法第五条第一項の規定による申出の受理 ハ 法第六条第一項及び第三項の規定による通知	利府町 大和町 大郷町 大衡村 加美町 涌谷町 美里町 女川町 南三陸町
5	28	四 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 法第十条の規定による許可 ロ 法第十八条第一項の規定による立入検査等 ハ 法第十九条の規定による命令等 ニ イからハまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	各市町村(仙台市を除く。)
6	29	四十 簡易給水施設等の規制に関する条例(昭和五十年宮城県条例第十四号)及び同条例の施行のための規則に基づく一切の事務(同条例第十条の三及び第十一条の二第五項の規定による指定に係るものを除く。)	仙台市 気仙沼市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 大崎市 富谷市
8	33	三十一 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 法第五条第一項、第二項及び第四項の規定による届出の受理等 ロ 法第七条第二項の規定による報告の受理(法第十一条第二項において準用する場合を含む。) ハ 法第七条の二の規定による指導等 ニ 法第十条の二の規定による報告の受理 ホ 第十一条の二の規定による届出の受理 ヘ 法第十二条の規定による助言等 ト 法第十二条の二の規定による指導等 チ 法第五十三条第一項及び第二項の規定による報告の徴収等(同条第一項第一号、第四号及び第五号に掲げる者に係るものに限る。) リ イからチまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	各市町村(仙台市を除く。)
11-1	40	三十九の二 公害防止条例(昭和四十六年宮城県条例第十二号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 条例第十七条第一項の規定による届出の受理 ロ 条例第十八条第一項の規定による届出の受理	仙台市

項目 番号	掲載 ページ	権限移譲事務の範囲 (事務処理の特例に関する条例 第2条)	移譲先市町村
		ハ 条例第十九条第一項の規定による届出の受理 ニ 条例第二十条の規定による命令等 ホ 条例第二十一条第二項の規定による期間の短縮 ヘ 条例第二十二条の規定による届出の受理 ト 条例第二十三条第三項の規定による届出の受理 チ 条例第二十四条第一項及び第二項の規定による命令等 リ 条例第二十六条第一項の規定による届出の受理 ヌ 条例第二十七条第一項の規定による届出の受理 ル 条例第二十八条第一項の規定による届出の受理 ヲ 条例第二十九条の規定による命令等 ワ 条例第三十条第二項の規定による期間の短縮 カ 条例第三十一条の規定による届出の受理 ヨ 条例第三十二条第三項の規定による届出の受理 タ 条例第三十三条第一項及び第二項の規定による命令等 レ 条例第四十三条第一項の規定による届出の受理 ソ 条例第四十四条第一項の規定による届出の受理 ツ 条例第四十五条第一項の規定による届出の受理 ネ 条例第四十六条の規定による命令等 ナ 条例第四十七条第二項の規定による期間の短縮 ラ 条例第四十八条の規定による届出の受理 ム 条例第四十九条第三項の規定による届出の受理 ウ 条例第五十条第一項から第三項までの規定による勧告等 キ 条例第五十二条第一項の規定による届出の受理 ノ 条例第五十三条第一項の規定による届出の受理 オ 条例第五十四条第一項及び第二項の規定による届出の受理 ク 条例第五十五条の規定による命令等 ヤ 条例第五十六条第二項の規定による期間の短縮 マ 条例第五十七条の規定による届出の受理	

項目 番号	掲載 ページ	権限移譲事務の範囲 (事務処理の特例に関する条例 第2条)	移譲先市町村
		ケ 条例第五十八条第三項の規定による届出の受理 フ 条例第五十九条の規定による勧告等 コ 条例第六十条第二項の規定による報告の受理 エ 条例第七十二条第一項の規定による報告の徴収等(騒音及び振動に関する規制に係るものを除く。) テ 条例第七十二条第二項の規定による報告の徴収等 ア イからテまでに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	
11-1	40	三十九の三 公害防止条例(以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 条例第三十五条第一項の規定による届出の受理 ロ 条例第三十六条第一項の規定による届出の受理 ハ 条例第三十七条第一項及び第二項の規定による届出の受理 ニ 条例第三十八条の規定による勧告 ホ 条例第三十九条第二項の規定による期間の短縮 ヘ 条例第四十条の規定による届出の受理 ト 条例第四十一条第三項の規定による届出の受理 チ 条例第四十二条第一項から第三項までの規定による勧告等 リ 条例第六十四条第一項から第三項までの規定による勧告等 ヌ 条例第七十二条第一項の規定による報告の徴収等(騒音及び振動に関する規制に係るものに限る。) ル 条例第七十二条第三項の規定による報告の徴収等 フ イからルまでに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 富谷市 大河原町 村田町 柴田町 亘理町 松島町 七ヶ浜町 利府町 大和町 大衡村 美里町 女川町 南三陸町
11-1	40	四十五の二 公害防止条例の施行(悪臭に関する規制に限る。)に係る規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 亘理町 七ヶ浜町
11-1	40	四十五の三 公害防止条例の施行(地下水の採取に関する規制に限る。)に係る規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	塩竈市 多賀城市 利府町
11-6	51	十五の二 工業用水法(昭和三十一年法律第百四十六号。以下この項において「法」	仙台市

項目 番号	掲載 ページ	権限移譲事務の範囲 (事務処理の特例に関する条例 第2条)	移譲先市町村
		<p>という。)による事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第三条第一項の規定による許可 ロ 法第六条第三項の規定による届出の受理 ハ 法第七条第一項の規定による許可 ニ 法第八条第一項の規定による条件の付加 ホ 法第九条の規定による届出の受理 ヘ 法第十条第三項の規定による届出の受理 ト 法第十一条の規定による届出の受理 チ 法第十三条の規定による許可の取消し等 リ 法第十四条の規定による命令 ヌ 法第二十二条第一項、第二項及び第六項の規定による立入等 ル 法第二十四条の規定による報告の徴収 ヲ 法第二十五条第一項の規定による立入検査 ワ 法第二十六条第一項の規定による聴聞</p>	
19	72	<p>十二の二 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第三十三条の規定による認可 ロ 法第三十三条の五第一項、第二項及び第四項の規定による認可等 ハ 法第三十三条の六の規定による意見の聴取等 ニ 法第三十三条の七第一項の規定による条件の付加 ホ 法第三十三条の九の規定による命令 ヘ 法第三十三条の十の規定による届出の受理 ト 法第三十三条の十二の規定による認可の取消し等 チ 法第三十三条の十三の規定による命令 リ 法第三十三条の十四の規定による要請の受理等 ヌ 法第三十三条の十七の規定による命令 ル 法第四十二条第一項の規定による報告の徴収等(イ及びロに掲げる認可に係るものに限る。)</p>	仙台市
20	74	<p>十九 工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第六条第一項の規定による届出の受理 ロ 法第七条第一項の規定による届出の受理</p>	各町村 ※ 条例第3条の適用除外の例外に該当

項目 番号	掲載 ページ	権限移譲事務の範囲 (事務処理の特例に関する条例 第2条)	移譲先市町村
		ハ 法第八条第一項の規定による届出の受理 ニ 法第九条第一項及び第二項の規定による勧告 ホ 法第十条第一項の規定による変更命令 ヘ 法第十一条第二項の規定による期間の短縮 ト 法第十二条の規定による届出の受理 チ 法第十三条第三項の規定による届出の受理	
22	78	二十七の四 農業振興地域の整備に関する法律 (昭和四十四年法律第五十八号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 法第十五条の二第一項、第五項、第六項(同条第九項において準用する場合を含む。)及び第八項の規定による許可等 ロ 法第十五条の三の規定による監督処分 ハ 法第十五条の四の規定による勧告等	仙台市 登米市
23	80	十三の三 農地法 (以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 法第四条第一項、第七項、第八項及び第九項の規定による許可等(四ヘクタール以下の農地に係るものに限る。) ロ 法第五条第一項、第三項及び第四項の規定による許可等(四ヘクタール以下の農地及び採草放牧地に係るものに限る。) ハ 法第四十九条第一項、第三項及び第五項の規定による立入調査(イ及びロに掲げる許可に係るものに限る。) ニ 法第五十条の規定による報告の徴収(イ及びロに掲げる許可に係るものに限る。) ホ 法第五十一条の規定による違反転用に対する処分(イ及びロに掲げる許可に係るものに限る。) ヘ イからホまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	仙台市 塩竈市 蔵王町 加美町
29	88	十四 土地区画整理法 (昭和二十九年法律第百十九号。以下この項において「法」という。)及び土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号。以下この項において「政令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(個人、土地区画整理組合又は区画整理会社の施行による施行地区の面積が五十ヘクタール未満の土地区画整理事業(国庫補助又は無利子貸付制度の対象となるものを除く。)に係るものに限る。) イ 法第四条第一項の規定による認可	石巻市 大崎市

項目 番号	掲載 ページ	権限移譲事務の範囲 (事務処理の特例に関する条例 第2条)	移譲先市町村
		<p>ロ 法第九条第三項の規定による公告等(法第十条第三項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。)</p> <p>ハ 法第十条第一項の規定による認可</p> <p>ニ 法第十一条第四項、第七項及び第八項の規定による認可等</p> <p>ホ 法第十三条第一項の規定による認可</p> <p>ヘ 法第十四条第一項及び第二項(法第五十条第三項に規定する合併によって組合を設立しようとする場合を含む。)並びに第三項の規定による認可</p> <p>ト 法第二十条第一項から第三項まで及び第五項の規定による縦覧の命令等(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)</p> <p>チ 法第二十一条第三項及び第四項の規定による公告等</p> <p>リ 法第二十八条第八項の規定による事業報告書等の受理</p> <p>ヌ 法第二十九条第一項及び第二項の規定による届出の受理等</p> <p>ル 法第三十九条第一項(法第五十条第四項に規定する合併をする組合の一方が合併後存続する場合を含む。)、第四項及び第五項の規定による認可等</p> <p>ヲ 法第四十五条第二項及び第五項の規定による認可等</p> <p>ワ 法第四十八条の二第三項及び第四項の規定による意見の陳述等</p> <p>カ 法第四十九条の規定による承認</p> <p>ヨ 法第五十一条の二第一項の規定による認可</p> <p>タ 法第五十一条の八第一項から第三項まで及び第五項の規定による縦覧の命令等(法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。)</p> <p>レ 法第五十一条の九第三項の規定による公告等(法第五十一条の十一第二項及び第五十一条の十三第四項において準用する場合を含む。)</p> <p>ソ 法第五十一条の十第一項の規定による認可</p> <p>ツ 法第五十一条の十一第一項の規定による認可</p> <p>ネ 法第五十一条の十三第一項の規定による認可</p> <p>ナ 法第八十六条第一項の規定による認可</p> <p>ラ 法第九十七条第一項の規定による認可</p> <p>ム 法第百三条第三項及び第四項の規定による届出の受理等</p> <p>ウ 法第百二十四条第一項から第三項までの規定による検査等</p> <p>キ 法第百二十五条の規定による検査等</p>	

項目 番号	掲載 ページ	権限移譲事務の範囲 (事務処理の特例に関する条例 第2条)	移譲先市町村
		ノ 法第二百二十五条の二第一項から第五項 までの規定による検査等 オ 法第三百三十六条の規定による意見の聴 取 ク 政令第十六条第二項及び第三項の規定 による解任投票所等の設定等	
3 1	9 2	二十四の二 都市計画法 (以下この項におい て「法」という。)及び都市計画法施行令 (昭和四十四年政令第百五十八号。以下こ の項において「政令」という。)に基づく 事務のうち、次に掲げるもの イ 法第二十六条第一項の規定による許可 ロ 法第五十三条第一項及び第二項の規定 による許可等 ハ 法第六十五条の規定による許可等(市町 村が施行する都市計画事業の事業地内に 係るものに限る。) ニ 法第七十九条の規定による条件の付加 (イからハまでに掲げる許可(以下この項 において「建築許可等」という。)に係る ものに限る。) ホ 法第八十条第一項の規定による報告の 徴収等(建築許可等に係るものに限る。) ヘ 法第八十一条第一項から第三項までの 規定による監督処分等(建築許可等に係る ものに限る。) ト 法第八十二条第一項の規定による立入 検査(建築許可等に係るものに限る。) チ 政令第四十二条第三項の規定による掲 示(建築許可等に係るものに限る。)	蔵王町 大河原町 村 田町 柴田町 川崎町 丸森町 亘理町 山元 町 松島町 七ヶ浜町 利府町 大和町 大郷 町 大衡村 加美町 涌谷町 美里町 女川 町 南三陸町
3 2	9 3	八の二 屋外広告物法 (昭和二十四年法律第 百八十九号。以下この項において「法」 という。), 屋外広告物条例 (昭和四十九 年宮城県条例第十六号。以下この項にお いて「条例」という。)並びに法及び条例 の施行のための規則に基づく事務のう ち、次に掲げるもの イ 法第七条第三項及び第四項の規定によ る措置等 ロ 法第八条の規定による保管等 ハ 条例第四条の規定による許可 ニ 条例第五条第三項の規定による許可 ホ 条例第五条の二の規定による許可 ヘ 条例第八条第一項及び第三項の規定に よる条件の付加等 ト 条例第九条の規定による許可等 チ 条例第十条第二項の規定による許可 リ 条例第十三条第二項の規定による届出 の受理 ヌ 条例第十五条の規定による許可の取消 し ル 条例第十六条の規定による命令等 ヲ 条例第十七条の規定による表示	栗原市 東松島市 大 和町

項目 番号	掲載 ページ	権限移譲事務の範囲 (事務処理の特例に関する条例 第2条)	移譲先市町村
		ワ 条例第十七条の三第二項の規定による 閲覧 カ 条例第十七条の四の規定による意見の 聴取 ヨ 条例第二十条の規定による届出の受理 タ 条例第三十七条第一項及び第二項の規 定による報告の徴収等(屋外広告業に係る ものを除く。) レ イからタまでに掲げるもののほか、法 及び条例の施行に係る事務のうち、規則 に基づく事務であって別に規則で定める もの	
37	104	二十三の二 砂利採取法 (昭和四十三年法律 第七十四号。以下この項において「法」 という。)に基づく事務のうち、次に掲げ るもの イ 法第十六条の規定による認可 ロ 法第二十条第一項から第三項までの規 定による認可等 ハ 法第二十二條の規定による命令 ニ 法第二十三條の規定による命令 ホ 法第二十四條の規定による届出の受理 ヘ 法第二十六條の規定による認可の取消 し等 ト 法第三十三條の規定による報告の徴収 (イ及びロに掲げる認可に係るものに限 る。) チ 法第三十四條第二項の規定による立入 検査等(イ及びロに掲げる認可に係るもの に限る。) リ 法第三十八條第一項及び第三項の規定 による聴聞等(へに掲げる命令に係るもの に限る。) 都市計画法 (以下この項において 「法」という。), 都市計画法施行令(以 下この項において「政令」という。), 都 市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令 第四十九号。以下この項において「省 令」という。), 都市計画法施行条例(平 成十二年宮城県条例第九十一号。以下こ の項において「条例」という。)並びに法 及び条例の施行のための規則に基づく事 務のうち、次に掲げるもの イ 法第二十九条第一項及び第二項の規定 による許可 ロ 法第三十四条第十三号の規定による届 出の受理 ハ 法第三十四条の二第一項の規定による 協議(法第三十五条の二第四項において準 用する場合を含む。) ニ 法第三十五条の二第一項から第三項ま での規定による許可等	仙台市
45	120	二十五 都市計画法 (以下この項において 「法」という。), 都市計画法施行令(以 下この項において「政令」という。), 都 市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令 第四十九号。以下この項において「省 令」という。), 都市計画法施行条例(平 成十二年宮城県条例第九十一号。以下こ の項において「条例」という。)並びに法 及び条例の施行のための規則に基づく事 務のうち、次に掲げるもの イ 法第二十九条第一項及び第二項の規定 による許可 ロ 法第三十四条第十三号の規定による届 出の受理 ハ 法第三十四条の二第一項の規定による 協議(法第三十五条の二第四項において準 用する場合を含む。) ニ 法第三十五条の二第一項から第三項ま での規定による許可等	石巻市 大崎市

項目 番号	掲載 ページ	権限移譲事務の範囲 (事務処理の特例に関する条例 第2条)	移譲先市町村
		<p>ホ 法第三十六条の規定による届出の受理等</p> <p>ヘ 法第三十七条第一号の規定による承認</p> <p>ト 法第三十八条の規定による届出の受理</p> <p>チ 法第四十一条の規定による指定等(法第三十四条の二第二項及び第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)</p> <p>リ 法第四十二条の規定による許可等</p> <p>ヌ 法第四十三条第一項及び第三項の規定による許可等</p> <p>ル 法第四十五条の規定による承認</p> <p>ヲ 法第四十六条の規定による調製等</p> <p>ワ 法第四十七条第一項の規定による登録(法第三十四条の二第二項及び第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)</p> <p>カ 法第四十七条第二項から第五項までの規定による附記等(法第三十四条の二第二項において準用する場合を含む。)</p> <p>ヨ 法第七十九条の規定による条件の付加(イ、ハ、ニ、ヘ、チ、リ、ヌ及びルに掲げる許可等(以下この項において「開発許可等」という。)に係るものに限る。)</p> <p>タ 法第八十条第一項の規定による報告の徴収等(開発許可等に係るものに限る。)</p> <p>レ 法第八十一条第一項から第三項までの規定による監督処分等(開発許可等に係るものに限る。)</p> <p>ソ 法第八十二条第一項の規定による立入検査(開発許可等に係るものに限る。)</p> <p>ツ 政令第四十二条第三項の規定による掲示(開発許可等に係るものに限る。)</p> <p>ネ 省令第三十八条の規定による閲覧所の設置等</p> <p>ナ 条例第六条第一項の規定による届出の受理</p> <p>ラ 条例第九条第一項及び第二項の規定による届出の受理</p> <p>ム 条例第十五条第一項の規定による届出の受理</p> <p>ウ イからムまでに掲げるもののほか、法及び条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	

宮城県土地利用ガイドブック

(第6版)

令和3年6月発行

宮城県企画部地域振興課

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号

TEL 022-211-2441

FAX 022-211-2442

Mail tisint@pref.miyagi.lg.jp

HP <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tisin/>